

中小企業・小規模事業者の 前向きな設備投資を いっぱい応援します。

産業競争力強化法

中小企業投資促進税制

生産性を高める設備を入れると

[即時償却]

設備の投資額の**100%**を経費に

または

[税額控除]

設備の投資額の**10%**税金が安く

個人事業主・資本金3,000万円以下の法人の場合

※資本金3,000万円を超える法人は7%です。

[平成26年1月20日から、平成29年3月末日まで]

税制優遇を受ける方法は次の2パターンあります。

パターン1

簡単な手続で、税制優遇を受けたい。

機械装置／サーバー／試験・測定機器／ソフトウェア

機械などのメーカーから証明書^{*}を受け取ってください。

※証明書とは、単位時間当たりの生産量やエネルギー効率などの「生産性」が年平均1%以上向上しているものであることなどの要件を工業会等が確認し、工業会等からメーカーに交付されたものです。

パターン2

色々な設備を組み合わせて税制優遇を受けたい。

機械装置／パソコン／デジタル複合機／試験・測定機器／測定工具・検査工具／ソフトウェア

投資計画^{*}を作成し、経済産業局に申請してください。

※投資利益率が5%以上となることについて、経済産業局で確認を受けた投資計画に記載された設備が税制優遇措置の対象となります。なお、経済産業局に申請する前に、公認会計士又は税理士の事前確認を受けることが必要となりますので御注意ください。

なお、どちらのパターンでも、機械装置であれば160万円以上など、一定の価額以上であることが必要です！^{*}

※別の税制で、価額が30万円未満の設備の場合、その取得価額の全額を、使いはじめた年の経費に入れられる制度もあります。
(少額減価償却資産の損金算入特例)

中小企業投資促進税制、少額減価償却資産の損金算入特例についてのお問い合わせ

経済産業省 中小企業庁 財務課 03-3501-5803

☐ 中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

☐ ミラサポ・ホームページ

<https://www.mirasapo.jp/finance/index.html>

- 中小企業の生産性向上に向けた設備投資(ソフトウェア組込型装置を含む)を即時償却や税額控除で支援。
- 税額控除を利用可能な法人を拡大(従来:資本金3,000万円まで→改正:1億円まで)。
- 資本金3,000万円までの法人に対して税額控除割合を上乗せ(従来:7%→改正:10%)

上乗せ措置の適用対象

先端設備

旧モデルと比べて、年平均1%以上生産性を向上させるなど一定の要件に該当する以下の設備

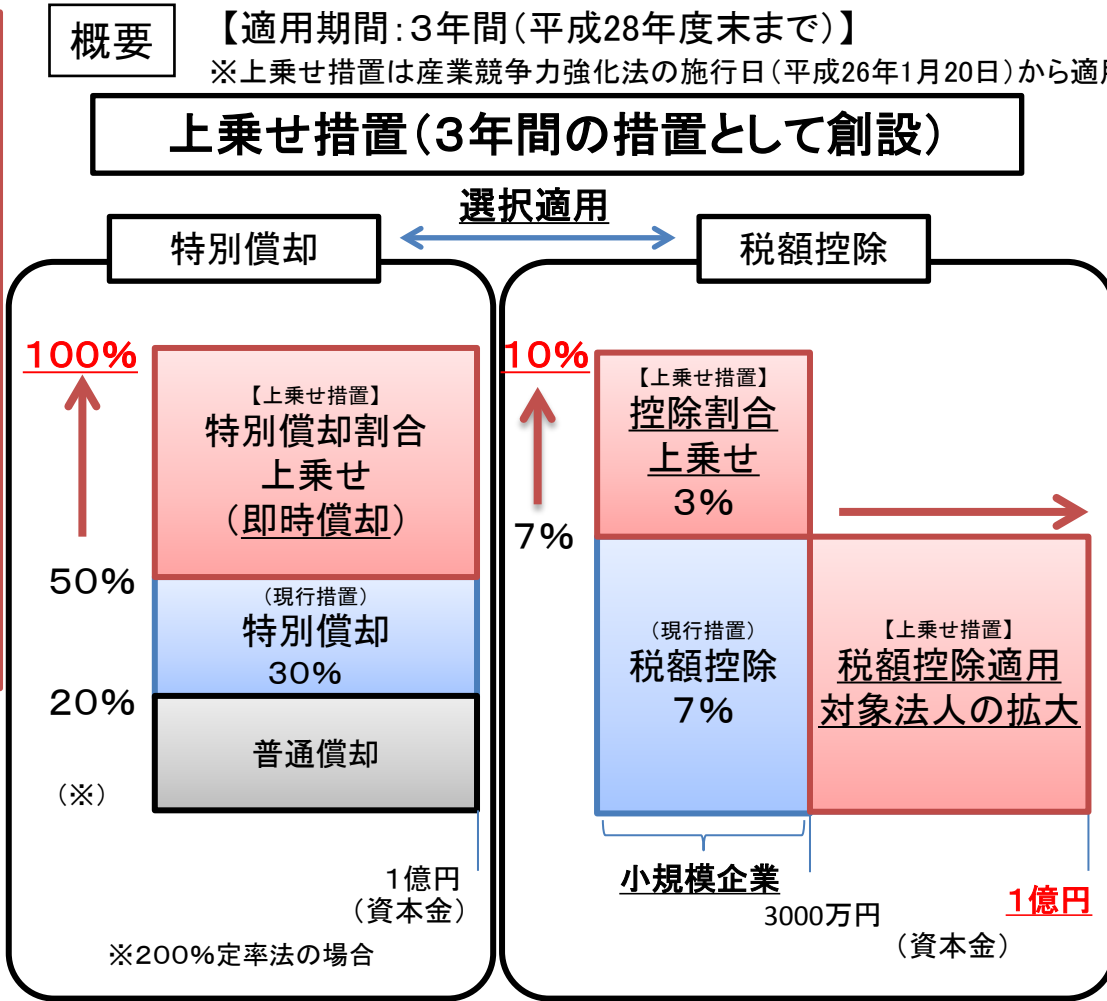
- すべての機械装置(ソフトウェア組込型装置は最新モデル・一代前モデル、それ以外の装置は最新モデル)
- サーバー、試験・測定機器(最新モデルのみ)
- 稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウェア(最新モデルのみ。生産性向上要件なし。)

→工業会等がメーカーから申請を受けて確認

生産ライン等の改善に資する設備

投資利益率が5%以上となる投資計画に記載された設備(現行措置の対象設備(貨物自動車、内航船舶を除く。))に限る。生産性向上・最新モデル要件なし)

→申請者が作成する簡素な設備投資計画を、税理士等がチェックし、経産局が確認。



現行措置

対象業種		ほぼ全業種 (娯楽業、風俗営業等を除く)
対象事業者		中小企業者等 (資本金1億円以下)
対象設備	機械・装置	すべて(1台160万円以上)
	器具・備品	電子計算機(複数台計120万円以上) デジタル複合機(1台120万円以上) 試験又は測定機器(複数台計120万円以上)
	工具	測定工具及び検査工具(複数台計120万円以上)
	ソフトウェア	複数基計70万円以上
	貨物自動車	車両総重量3.5t以上
	内航船舶	取得価額の75%

現行措置(3年間の延長)

中小企業投資促進税制の上乗せ措置(上乗せ措置の効果)

事例① 製造業(資本金8000万円)

【NC工作機械】



手動型の旋盤に比べて、単位時間当たり生産量が20倍から30倍に。

2000万円で購入

現行措置

○30%の特別償却しか選択できない。(初年度の納税額が、約140万円分減少)



7%税額控除が選択可能に

※このケースでは、**最大で140万円**の法人税の**免除**

事例② パン屋(個人事業主)

【縦型ミキサー(パン生地を作る)】



手動型と比べて、処理能力が約5倍に。品目に応じた自動プログラムで省力化。

300万円で購入

(税額控除を選択)
○7%の税額控除
(21万円分、納税額を免除)。



税額控除割合が10%に増加

※このケースでは、**最大で30万円**の所得税の**免除**(現行措置に比べて、さらに、9万円分、納税額が減少)

事例③ 物流業(資本金2000万円)

【ソフトウェア】

※稼働状況の情報収集・分析・指示ソフト



自動倉庫と連動して、入荷から出荷までの庫内作業を効率化。

200万円で購入

(特別償却を選択)
○30%の特別償却 (初年度の納税額が、約14万円分減少)



即時償却(全額損金算入)に

※現行措置に比べて、追加で、**23万円分(合計37万円)**、初年度の納税額が減少

※特別償却(即時償却)の利用に当たっては、「特別償却準備金制度」を利用することで、特別償却額を損益計算書上は「費用」とすることなく、税法上は「損金」に算入することができます。(損益計算書上の「利益」を減らせずに税制を活用できます。)